

登別市人・農地プラン検討会設置要領

第1 趣旨

登別市の農業振興に必要な担い手の確保、経営規模の拡大等に係る人・農地プラン（原案）の内容について検討するため、戸別所得補償経営安定推進事業実施要領（平成24年2月28日付け経営第1244号農政部長通知）第2の別記1の第2の（3）に掲げる検討会を設置する。

第2 検討事項

人・農地プラン（原案）の内容が次の事項からみて適正なものとなっているか検討する。

- 1 担い手の育成確保に資するものとなっているか。
- 2 地域の中心となる経営体に農地の集積が図られるか。
- 3 地域の中心となる経営体の経営改善の方向性が示されているか。
- 4 登別市の今後の地域農業のあり方が示されているか。

第3 構成

- 1 検討会は、次の者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。
 - (1) 伊達市農業協同組合の職員
 - (2) 認定農業者
 - (3) 女性農業者
 - (4) その他市長が特に必要と認める者
- 2 検討会の委員は、女性が概ね3割以上の構成比率となるようにする。
- 3 委員の任期は、3年とする。

第4 会長及び副会長

- 1 検討会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 検討会の開催

検討会は、市長から要請があった場合及び会長が必要と認めるときに開催する。

第6 庶務

検討会の庶務は、登別市観光経済部農林水産グループにおいて処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月27日から施行する。